

指導行政のポイント

“総額裁量制”の導入

菱村 幸彦

3月31日、義務教育費国庫負担制度に総額裁量制を導入する「限度政令」が公布された。以下に、Q & Aでそのポイントを解説しよう。

Q 総額裁量制とは何か。

A 総額裁量制とは、都道府県が支給した教職員給与費の実支出額の2分の1を国が負担することを前提としたうえで、負担金総額の範囲内において、都道府県が自ら教職員の給与額や教職員の配置数を定めることができる制度である。

Q 限度政令とは何か。

A 限度政令とは「義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度を定める政令」である。義務教育費国庫負担法は、都道府県が支出する教職員給与費の実支出額の2分の1を国が負担するが、特別の事情のある場合、一定の基準によって算定した額を国庫負担の最高限度とし、それを超える額は負担しないこととしている。この最高限度を定めるのが限度政令である。

Q 総額裁量制の導入を法律改正でなく、政令改正で行うのはなぜか。

A 総額裁量制は、義務教育費国庫負担制度の根幹を維持しつつ、そのなかで地方の自由度を拡大するもので、国庫負担制度の枠組みを変更していない。で、政令改正で行ったわけだ。

Q 限度政令の内容はどう変わるか。

A 従来の政令は、財政力のある団体に対し、給与の種類ごとに国庫負担の上限を決めていたが、改正政令はこの方式をやめ、一定の算式で計算された負担金総額のなかで都道府県が給与を自主的に決定できるようにしている。ただ、都道府県が定める教職員の給与が国の想定する規模と内容を超える場合には国庫負担の限度を設けている。

Q 改正限度政令では、各都道府県ごとの国庫負担金はどのように算定されるのか。

A 平成16年度から国立大学の法人化で国の教育職俸給表が存在しなくなるので、抛るべき給与と基準がなくなる。そこで、国庫負担金算定の給与単価は、国家公務員の行政職給与表を基礎とし、人材確保法による教職員給与の優遇措置等を勘案して算定した単価を用いる。国庫負担金は、その単価に標準定数を乗じて算定する。しかし、この算定方法は国庫負担金を算定するためのものであり、各都道府県においては、この積算方法にかかわらず、主体的な判断により、教職員の給与の種類や額を決定できる。

Q 総額裁量制の導入により、各都道府県は具体的にどのようなことが可能となるか。

- A たとえば、次のようなことが可能となる。
- (1) 給与費を全体的に抑制し、その財源を活用して教職員を多く配置することができる。
 - (2) 常勤定数に代えて非常勤講師や再任用教員を採用し、より多い教員を配置できる。
 - (3) 諸手当の種類や額について、地域の実情に応じたものとするができる。
 - (4) 都道府県の主体的判断で、教員の能力と実績に応じた給与制度が設計できる

Q 総額裁量制により、これまでの給与水準を維持できるか。

A 国庫負担の対象となる給与費の総額は、一般職の国家公務員の行政職の給与表、人材確保法、義務標準法、各都道府県における経験年数別教職員数等の客観的諸要素を考慮に入れ、各都道府県ごとに算定した給与単価に教職員の標準定数を乗じて算定するので、各都道府県で必要な財源は確保される。これまでの給与水準は十分維持できる。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

●新刊案内●

最新刊 好評発売中!

教育開発研究所刊

改革の流れを的確に整理! 最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る

『教職研修 '04情報版』菱村 幸彦【監修】B5判 270頁・定価 2625円